

(別記 2)

## 農地集積協力金交付事業

### 第 1 農地集積協力金の交付対象

#### 1 交付対象地域

農地集積協力金の交付対象地域は、人・農地プラン（人・農地プラン作成事業を利用せずに、別記 1 に準じて作成したものを含みます。）を作成した地域とします。

#### 2 各用語の定義

農地集積協力金交付事業における各用語（※印部分）の定義は別記 2 別表のとおりとします。

#### 3 事業内容

##### (1) 経営転換協力金交付事業

##### ア 交付対象者

(ア) 地域<sup>※(1)</sup>の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者で、本人又はその世帯員等（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 2 項に規定する世帯員等をいいます。）<sup>※(2)</sup>が農業者戸別所得補償制度の加入者等である次の者とします。

① 土地利用型農業から経営転換する農業者<sup>※(3)</sup>（自作地が 10 a 以上の者に限ります。）<sup>※(4)</sup>

② リタイアする農業者

(イ) 地域<sup>※(5)</sup>の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の相続人で相続後自らは農業を行わない者

ただし、(ア) (イ) いずれの場合にも遊休農地<sup>※(6)</sup>の所有者は交付対象者になれません。

なお、遊休農地の所有者が、1 年以内に遊休農地を解消する計画書（別記 2 様式第 1 号）を農業委員会に提出し、当該計画の実施可能性を農業委員会に確認してもらった場合は、当該計画に記載された遊休農地については、遊休農地ではないものとして取り扱うものとします。

##### イ 交付要件

(ア) 交付対象者が行うべき要件

① 交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人（以下「農地利用集積円滑化団体等」という。）に、全ての自作地を白紙委任<sup>※(7)</sup>することが必要です。<sup>※(8)</sup>

注 1：白紙委任とは、農地利用集積円滑化団体等との間で、10 年以上を委任期間として農地の貸付け（農作業委託を含みます。）の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約

を締結することをいいます。

- i 6年以上の農地<sup>※(9)</sup>の利用権の設定及びその相手方の選定  
(相手方を限定しないものに限ります。)
- ii 6年以上の農作業委託契約<sup>※(10)</sup>の締結及びその相手方の選定  
(相手方を限定しないものに限ります。)
- iii 農地利用集積円滑化団体等に農地の所有者が農地の利用  
権を設定した場合には、当該農地の転貸について6年以上  
の利用権の設定及びその相手方の選定(相手方を限定しな  
いものに限ります。)

なお、農地利用集積円滑化団体等が、農地の受け手との間で  
契約を締結する際に、地域の合意の下で行われるブロックロー  
テーションの取組により6年以上の利用権の設定又は農作  
業委託契約の締結が困難な場合は、ブロックローテーション  
の取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。

ただし、市街化区域内の農地及び次の農地は除きます。

- a 土地利用型作物以外の作物を栽培する農地(ただし、この農地のう  
ち10a未満(けい畔を除いた面積とします。)の農地で土地利用型作  
物を栽培することはできます。)
  - b 10a未満(けい畔を除いた面積とします。)の農地(リタイアする  
農業者及び農地の相続人の場合)
- ② リタイアする農業者及び農地の相続人は、利用権の設定を受けていた  
農地又は農作業委託契約に基づき農作業の委託を受けていた農地があっ  
た場合には、これらを解除することが必要です。
- ③ 経営転換協力金の交付決定後10年間、次のことを行わない誓約をする  
ことが必要です。
- a 土地利用型農業から経営転換する農業者の場合
    - (a) 土地利用型作物の栽培を目的とした農地の所有権や利用権の新た  
な取得
    - (b) 土地利用型作物の栽培を目的とした農作業の受託
    - (c) 土地利用型作物の販売及び販売の委託
- 注2：集落営農内における役割分担で農作業を受託することは、  
(b)の例外として行えます。

注3：集落営農等に農作業の委託と併せて農産物の販売を委託する  
(農作業委託契約を締結する)ことは、(c)の例外として行  
えます。
- b リタイアする農業者及び農地の相続人の場合
    - (a) 農地の所有権や利用権の新たな取得
    - (b) 農作業の受託

(c) 農作物の販売及び販売の委託

注4：経営転換協力金の交付を受けた後に、新たな相続により農地を取得すること、また、分散錯圃を解消するために、①のbの農地を手放して、違う農地の所有権を取得することは、(a)の例外として行えます。

注5：集落営農内における役割分担で農作業を受託することは、(b)の例外として行えます。

注6：集落営農等に農作業の委託と併せて農産物の販売を委託する（農作業委託契約を締結する）ことは、(c)の例外として行えます。

(イ) 人・農地プランの作成単位となった地域が行うべき要件

白紙委任の対象となった農地全てに関し、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、地域の中心となる経営体を含めた合意がされていることが必要です。

ウ 交付単価

交付対象者が交付要件を満たした交付対象地域内の農地の面積（けい畔を含んだ面積とします。）に応じて、次の金額を事業実施主体に配分します。事業実施主体は、配分された金額の範囲内で、交付対象者に経営転換協力金を交付するものとします。

(ア) 0.5ha以下 : 30万円／戸

(イ) 0.5ha超2.0ha以下 : 50万円／戸

(ウ) 2.0ha超 : 70万円／戸

エ 市町村特認事業

事業実施主体は、農地の集積又は分散錯圃の解消に必要と認める場合には、事業実施主体への配分金額と事業実施主体から交付申請者への交付金額の差額により、次の工種等の整備を行うことができます。

| 工 種 等                         | 内 容                  |
|-------------------------------|----------------------|
| (ア) 障害物の除去                    | 耕作に支障となる木材の抜根、石礫の除去  |
| (イ) 整地                        | 切土、盛土、均平、けい畔除去       |
| (ウ) 客土                        | 搬入客土、反転客土            |
| (エ) <sup>※(13)</sup> 土壌改良材の投入 | 土壌改良材の投入             |
| (オ) 暗きょ排水                     | 集水暗きょ、弾丸暗きょ等簡易な暗渠の設置 |

|         |                   |
|---------|-------------------|
| (カ) 測量  | ほ場の測量及び境界確定に要する経費 |
| (キ) その他 | (ア)から(カ)に準ずるもの    |

## (2) 分散錯圃解消協力金交付事業

### ア 交付対象者

地域の中心となる経営体の分散した農地の連坦化に協力する農業者又はその世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯等をいいます。）が農業者戸別所得補償制度の加入者等である次の者としします。

(ア) 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地の所有者（当該農地について、農地利用集積円滑化団体等に白紙委任した日の1年前の時点から継続して耕作していた者に限ります。）

(イ) 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者（当該農地について、農地利用集積円滑化団体等に白紙委任された日の1ヶ月前の時点で耕作していた者に限ります。）

〔注7：地域の中心となる経営体が耕作する農地とは、地域の中心となる経営体が所有権、利用権及び農作業委託契約に基づき耕作する農地をいいます。〕

### イ 交付要件

#### (ア) 交付対象者が行うべき要件

地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地について、その所有者が農地利用集積円滑化団体等に白紙委任することが必要です。

ただし、遊休農地及び市街化区域内の農地は除きます。

なお、遊休農地の所有者又は遊休農地を借りていた農業者が、1年以内に遊休農地を解消する計画書（別記2様式第1号）を農業委員会に提出し、当該計画の実施可能性を農業委員会に確認してもらった場合は、当該計画に記載された遊休農地については、遊休農地ではないものとして取り扱うものとします。

#### (イ) 人・農地プランの作成単位となった地域が行うべき要件

白紙委任した農地について引き受けることを地域の中心となる経営体が内諾していることが必要です。

### ウ 交付単価

交付対象者が白紙委任をしている交付要件を満たした農地の面積（けい畔を含んだ面積とします。）に応じて、5,000円/10aを事業実施主体に配分します。事業実施主体は、配分された金額の範囲内で、交付対象者に分散錯圃解消協力金を交付するものとします。

## (3) 経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金の重複交付の禁止

経営転換協力金の交付を受けた者は、分散錯圃解消協力金の交付を受けられません。

また、分散錯圃解消協力金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度は経営転換協力金の交付を受けられません。

## 第2 経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金の交付

### 1 交付申請手続

経営転換協力金又は分散錯圃解消協力金の交付対象者は、次の（１）から（３）までのいずれかの交付申請書を作成し、（４）・（５）のうち必要な書類の写しを添付して、経営転換協力金又は分散錯圃解消協力金の交付を受ける年度の３月10日までに事業実施主体の長に提出してください。

（１）土地利用型農業から経営転換する農業者は「農地集積協力金交付申請書（別記２様式第２号）」

（２）リタイアする農業者又は農地の相続人は「農地集積協力金交付申請書（別記２様式第３号）」

（３）分散錯圃解消協力金の交付申請者は「農地集積協力金交付申請書（別記２様式第４号）」

（４）交付対象農地について白紙委任を行っていることを証する書類

注８：白紙委任については、交付申請を行う年度の前年度の３月11日から交付申請を行う年度の３月10日までの間に、農地利用集積円滑化団体等との間で委任契約を締結したものとします。（ただし、平成24年度においては、平成24年４月６日から平成25年３月10日までに委任契約を締結したものとします。）

（５）その他必要となる書類

### 2 交付決定及び交付手続

（１）事業実施主体の長は、交付申請書の内容を審査し、経営転換協力金又は分散錯圃解消協力金を交付することが適当であると認められる場合は、交付決定を行い、経営転換協力金又は分散錯圃解消協力金を交付します。

（２）事業実施主体の長は、交付申請書の審査について農業委員会及び農地利用集積円滑化団体等と連携して行ってください。特に、交付申請者が遊休農地の所有者か否かについては、農業委員会に確認してください。

## 第3 経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金の返還

1 次のいずれかに該当する場合は、その旨を事業実施主体に届け出て、経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金を返還しなければなりません。

（１）経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金の交付対象農地に係る白紙委任を行った日から10年が経過する日までの間に当該白紙委任を解約した場合

（２）遊休農地を解消する計画書（別記２様式第１号）を農業委員会に提出した

日から1年以内に遊休農地を解消しなかった場合

2 次のいずれかに該当する場合は、経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金を返還する必要はありません。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により交付対象農地が買い取られる場合等やむを得ない事情のある場合

(2) 農作業委託契約に基づき農作業を委託していた集落営農が法人化したことに伴い、当該農作業委託契約に係る交付対象農地について、新たに当該集落営農法人に利用権を設定した場合

（ただし、農作業委託契約の存続期間と新たに設定した利用権の存続期間の合計が6年以上である場合に限ります。）

#### 第4 その他

1 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましい。

2 別記2の事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

(別記 2 別表)

| 用 語                       | 定 義                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 地域の中心となる経営体           | 人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体（個人、法人及び集落営農）をいいます。                                                                                                                                                                                              |
| (2) 農業者戸別所得補償制度の加入者等      | <p>農地集積協力金の交付を受ける年度若しくはその前年度に農業者戸別所得補償制度の交付金の交付を受けた者又は農地集積協力金の交付を受ける年度に農業者戸別所得補償制度の交付金の交付を受ける見込みのある者をいいます。</p> <p>ただし、災害により作付けができず、農業者戸別所得補償制度の交付金の交付を受けられなかった場合は、交付対象者とみなします。</p>                                                         |
| (3) 土地利用型農業               | <p>稲（青刈り稲及びWCS用稲を含む。）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょを生産する農業をいいます。</p>                                                                                                                                                     |
| (4) 自作地                   | <p>交付対象者が、農地利用集積円滑化団体等に白紙委任した日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作していた農地をいいます（農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自らが耕作していた農地で、相続後から白紙委任するまでの間に利用権の設定又は農作業委託契約をしていなかったものをいいます。）。</p> <p>なお、交付対象者の世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。）が継続して耕作していた場合も交付対象者の自作地とみなします。</p> |
| (5) 農地の相続人で相続後自らは農業を行わない者 | <p>被相続人が死亡した日の属する年度若しくはその前年度において被相続人が農業者戸別所得補償制度の加入者であった相続人又は被相続人が死亡した日の属する年度若しくはその次年度においてその時点の農業者戸別所得補償制度の加入要件を満たす見込みのある相続人に限ります。</p>                                                                                                     |
| (6) 遊休農地                  | 農地法第30条第3項各号のいずれかに該当する農地をい                                                                                                                                                                                                                 |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | います。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (7) 農地利用集積円滑化団体 | 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。                                                                                                                                                                                                             |
| (8) 農地保有合理化法人   | 農業経営基盤強化促進法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいいます。                                                                                                                                                                                                                             |
| (9) 利用権         | 賃借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。                                                                                                                                                                                                         |
| (10) 農作業委託契約    | <p>農作業を委託することを約した契約（受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものに限り）をいいます。</p> <p>① 稲については、耕起・代かき、田植及び収穫・脱穀<br/>         ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫<br/>         ③ その他の作目にあっては、①及び②に準ずる作業</p> |
| (11) 市街化区域      | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいいます。                                                                                                                                                                                                                         |
| (12) 集落営農       | 農業者戸別所得補償制度の交付対象となる集落営農（複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもの）をいいます。                                                                                                                                                           |
| (13) 土壌改良材の投入   | 地力増進法施行令（昭和59年政令第299号）に定められた土壌改良材の投入をいいます。                                                                                                                                                                                                                        |
| (14) 隣接する農地     | 2筆以上の農地が、一連の農作業を継続するのに支障のないものとして、以下のいずれかに該当する場合をいいます。なお、「隣接する農地」に隣接する農地（以下のいずれかに該当するもの）については、「隣接する農地」とともに分散錯圃解消協力金の交付申請が行われた場合に限り                                                                                                                                 |

「隣接する農地」に含まれるものとします。

- ① 2筆以上の農地がけい畔で接続しているもの。
- ② 2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの。
- ③ 2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの。
- ④ 段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの。
- ⑤ 2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの。

(別記 2 様式第 1 号)

## 遊休農地の解消計画届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所

氏名

印

戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱別記 2 の第 1 の 3 の (1) のア又は (2) のイの (ア) の規定に基づき、遊休農地を解消する計画について、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 農地の所在等

| 所在・地番 | 地目 | 面積 (㎡) |
|-------|----|--------|
|       |    |        |

#### 2 解消に関する計画

(1) 内容

(2) 予定時期

#### 3 農地利用集積円滑化団体等に白紙委任する予定年月日

(記載要領)

- 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 記の 2 の (1) の「内容」には、耕作し得る状態に復旧する計画を可能な限り詳細に記載してください。

## 農地集積協力金交付申請書(経営転換協力金)

市町村長 殿

農地集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、協力金の交付決定後10年間以下の①から③の事項を行わないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

- ① 土地利用型作物の栽培を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得
- ② 土地利用型作物の栽培を目的とした農作業の受託
- ③ 土地利用型作物の販売及び販売の委託

|        |      |        |     |     |   |      |
|--------|------|--------|-----|-----|---|------|
|        |      | 申請年月日  |     | 年   | 月 | 日    |
| 交付申請者欄 | フリガナ |        |     |     |   | 申請印  |
|        | 氏名   |        |     |     |   | 印    |
|        | 住所   | (〒 — ) |     |     |   |      |
|        |      | 都道府県   |     |     |   | 市区町村 |
| 電話     | — —  |        | FAX | — — |   |      |

## 農業者戸別所得補償交付金の交付申請

☐ 平成23年度☐ 平成24年度

※ 平成23年度、平成24年度いずれにも交付申請する場合は、両方にチェックしてください。また、平成24年度については見込みでも可とします。

## (1) 経営面積

| 自作地            | 借地             | 合計             |
|----------------|----------------|----------------|
| m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |

## (2) 交付申請面積および交付申請金額((1)の自作地の内数)

| 所在                               | 地番 | 地目 | 面積                                     |
|----------------------------------|----|----|----------------------------------------|
|                                  |    |    | m <sup>2</sup>                         |
|                                  |    |    | m <sup>2</sup>                         |
|                                  |    |    | m <sup>2</sup>                         |
|                                  |    |    | m <sup>2</sup>                         |
| 交付申請面積(合計面積)                     |    |    | m <sup>2</sup>                         |
| <input type="checkbox"/> 0.5ha以下 |    |    | <input type="checkbox"/> 0.5ha超2.0ha以下 |
|                                  |    |    | <input type="checkbox"/> 2.0ha超        |

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>以下は切り捨てて記入してください。

## 交付申請金額

万円

|      |               |      |
|------|---------------|------|
| 交付単価 | 0.5ha以下       | 30万円 |
|      | 0.5ha超2.0ha以下 | 50万円 |
|      | 2.0ha超        | 70万円 |

## (3) 耕作を続ける農地

| 自作地            | 借地             | 合計             |
|----------------|----------------|----------------|
| m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |

## (4) 農地の利用権の設定等の委任先(名称)

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 農地利用集積円滑化団体 |  |
| <input type="checkbox"/> 農地保有合理化法人   |  |

## (5) 添付書類

- (i) 白紙委任契約書の写し
- (ii) 遊休農地解消計画届出書の写し(遊休農地保有者のみ)

〈農業委員会記入欄〉

|                |  |
|----------------|--|
| 遊休農地の<br>所有の有無 |  |
|----------------|--|

※ 遊休農地を保有していても、その全ての農地について1年間に解消される見込みがあると認める場合は「無」としてください。

## 農地集積協力金交付申請書(経営転換協力金)

市町村長 殿

農地集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、協力金の交付決定後10年間以下の①から③の

事項を行わないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

- ① 農地の所有権や利用権の新たな取得
- ② 農作業の受託
- ③ 販売及び販売の委託

|        |      |                                                                                                                             |     |     |   |   |
|--------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|---|---|
|        |      | 申請年月日                                                                                                                       |     | 年   | 月 | 日 |
| 交付申請者欄 | フリガナ |                                                                                                                             |     |     |   |   |
|        | 氏名   |                                                                                                                             |     |     |   |   |
|        | 住所   | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>(〒 — )</span> <span>都道府県</span> <span>市区町村</span> </div> |     |     |   |   |
|        | 電話   | — —                                                                                                                         | FAX | — — |   |   |

## 農業者戸別所得補償交付金の交付申請

☐ 平成23年度☐ 平成24年度

※ 平成23年度、平成24年度いずれにも交付申請する場合は、両方にチェックしてください。また、平成24年度については見込みでも可とします。

## (1) 経営面積

| 自作地            | 借地             | 合計             |
|----------------|----------------|----------------|
| m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |

## (2) 交付申請面積および交付申請金額((1)の自作地の内数)

| 所 在                              | 地 番                                    | 地 目                             | 面 積            |
|----------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------|----------------|
|                                  |                                        |                                 | m <sup>2</sup> |
|                                  |                                        |                                 | m <sup>2</sup> |
|                                  |                                        |                                 | m <sup>2</sup> |
|                                  |                                        |                                 | m <sup>2</sup> |
| 交付申請面積(合計面積)                     |                                        |                                 | m <sup>2</sup> |
| <input type="checkbox"/> 0.5ha以下 | <input type="checkbox"/> 0.5ha超2.0ha以下 | <input type="checkbox"/> 2.0ha超 |                |

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>以下は切り捨てて記入してください。

## 交付申請金額 万円

|      |               |      |
|------|---------------|------|
| 交付単価 | 0.5ha以下       | 30万円 |
|      | 0.5ha超2.0ha以下 | 50万円 |
|      | 2.0ha超        | 70万円 |

## (3) 耕作を続ける農地

| 自作地            | 借地             | 合計             |
|----------------|----------------|----------------|
| m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |

## (4) 農地の利用権の設定等の委任先(名称)

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 農地利用集積円滑化団体 |  |
| <input type="checkbox"/> 農地保有合理化法人   |  |

## (5) 添付書類

- (i) 白紙委任契約書の写し
- (ii) 遊休農地解消計画届出書の写し(遊休農地保有者のみ)

〈農業委員会記入欄〉

|                |  |
|----------------|--|
| 遊休農地の<br>所有の有無 |  |
|----------------|--|

※ 遊休農地を保有していても、その全ての農地について1年間に解消される見込みがあると認める場合は「無」としてください。

## 農地集積協力金交付申請書(分散錯圖解消協力金)

市町村長 殿

農地集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

|        |                 |                  |     |                 |   |      |
|--------|-----------------|------------------|-----|-----------------|---|------|
|        |                 | 申請年月日            |     | 年               | 月 | 日    |
| 交付申請者欄 | フリガナ            |                  |     |                 |   | 申請印  |
|        | 氏名              |                  |     |                 |   | 印    |
|        | 住所              | (〒      —      ) |     |                 |   |      |
|        |                 | 都道府県             |     |                 |   | 市区町村 |
| 電話     | —      —      — |                  | FAX | —      —      — |   |      |

|                   |                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 農業者戸別所得補償交付金の交付申請 | <input type="checkbox"/> 平成23年度 <input type="checkbox"/> 平成24年度 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------|

※ 平成23年度、平成24年度いずれにも交付申請する場合は、両方にチェックしてください。  
また、平成24年度については見込みでも可とします。

## (1) 交付申請面積および交付申請金額

| 所 在          | 地 番 | 地 目 | 面 積 | m <sup>2</sup> | 農地の所有者 |
|--------------|-----|-----|-----|----------------|--------|
|              |     |     |     | m <sup>2</sup> |        |
|              |     |     |     | m <sup>2</sup> |        |
|              |     |     |     | m <sup>2</sup> |        |
|              |     |     |     | m <sup>2</sup> |        |
| 交付申請面積(合計面積) |     |     |     | a              |        |

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>以下は切り捨てて記入してください。

※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

|        |   |                     |
|--------|---|---------------------|
| 交付申請金額 | 円 | 〔 交付単価 5,000円/10a 〕 |
|--------|---|---------------------|

## (2) 農地の利用権の設定等の委任先(名称)

|                                                                            |  |
|----------------------------------------------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 農地利用集積円滑化団体<br><input type="checkbox"/> 農地保有合理化法人 |  |
|----------------------------------------------------------------------------|--|

## (3) 添付書類

- (i) 白紙委任契約書の写し  
 (ii) 遊休農地解消計画届出書の写し(遊休農地保有者のみ)

## 〈農業委員会記入欄〉

|         |  |
|---------|--|
| 遊休農地の確認 |  |
|---------|--|

※ 交付対象農地に遊休農地が含まれない場合は「無」を、交付対象農地に遊休農地が含まれる場合は「有」を記入してください。ただし、交付対象農地に遊休農地が含まれていても、その全ての農地について1年間に解消される見込みがあると認める場合は「無」としてください。

